

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月5日

【会社名】 マラヤン・バンキング・ベルハッド
(Malayan Banking Berhad)

【代表者の役職氏名】 リー・イー・ホワン
(Lee Yih Hwan)
グループ企業財務担当者
(Group Corporate Treasurer)

【本店の所在の場所】 マレーシア クアラルンプール50050
ジャラン・トゥン・ペラック100
メナラ・メイバンク14階
(Level 14, Menara Maybank, 100, Jalan Tun Perak,
50050 Kuala Lumpur, Malaysia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 吉井 一浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1061

【事務連絡者氏名】 弁護士 安西 明毅
弁護士 村尾 侑己

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1450

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年6月8日
効力発生日	平成30年6月16日
有効期限	平成32年6月15日
発行登録番号	30 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年11月5日（提出日）である。

【提出理由】

平成30年6月8日付発行登録書（訂正を含む。）において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、本文を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第二部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

< 訂正前 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 (2017年度)	自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	平成30年 6月25日 関東財務局長に提出
(事業年度 (2018年度)	自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)	平成31年 7月 1日までに 関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

(事業年度 (2018年度中)	自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)	平成30年 9月27日 関東財務局長に提出
(事業年度 (2019年度中)	自 平成31年 1月 1日 至 平成31年 6月30日)	平成31年 9月30日までに 関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成30年10月 5 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月 5 日に関東財務局長に提出。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

< 訂正後 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 平成29年1月1日) 平成30年6月25日
((2017年度) 至 平成29年12月31日) 関東財務局長に提出

(事業年度 自 平成30年1月1日) 平成31年7月1日までに
((2018年度) 至 平成30年12月31日) 関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

(事業年度 自 平成30年1月1日) 平成30年9月27日
((2018年度中) 至 平成30年6月30日) 関東財務局長に提出

(事業年度 自 平成31年1月1日) 平成31年9月30日までに
((2019年度中) 至 平成31年6月30日) 関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成30年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月5日に関東財務局長に提出。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年11月5日に関東財務局長に提出。